

## 第6 資料

### 1 用語の解説

### 2 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）

### 3 子供の貧困対策に関する大綱

## 1 用語の解説

### <カ行>

#### □家庭相談員

都道府県又は市町村が設置する福祉事務所において、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務を行う職員として、家庭児童福祉に関する相談業務に従事する者。

#### □家庭的保育

研修を受けた保育士や育児経験者（いわゆる保育ママ）が居宅やその他の場所において、保育所の技術的支援を受けながら、少人数の保育を行う。

#### □家庭的養護

社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホーム、または、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組を指す。「家庭養護」は「施設養護」に対する言葉として里親やファミリーホームに対して用いる。

#### □キャリアカウンセリング

労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じて行う、助言及び指導。

#### □キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

#### □高等技術専門学院

道立高等技術専門学院では、専門的な技術・技能を身につけて就職しようとする方を対象に、工業技術、電気・電子技術など、1年又は2年の施設内訓練を実施しているほか、地域のニーズに合った多様な職業能力の開発を進めている。

また、実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成を図るためにインターンシップ（就業体験）も実施している。

#### □国民生活基礎調査

国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査。国勢調査などと同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づく、基幹統計として指定されている、国の最も重要な調査の一つであり、厚生労働省が昭和61年から毎年実施。

#### □子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる子ども・子育て関連3法）に基

づき、幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量の拡充や教育・保育の質の向上、地域の子育て支援の充実を進めていく制度。

□子どもの貧困率

相対的貧困率を参照のこと。

□子ども未来塾

地域の大学生や教員OB等の協力により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒への学習支援を実施し、学習習慣や基礎学力の定着を図る事業。

□コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することを通じて、地域とともにある学校づくりを進める学校運営協議会制度。

<サ行>

□里親

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を、都道府県知事が適当と認めた個人の家庭（里親）に一時的に又は継続的に委託して養育する制度。なお、里親等とは、里親及びファミリーホームのことを指す。

□児童相談所

児童に関する様々な問題について、家族などからの相談に応じ、診断、判定を行い、児童を一時保護し、又は児童福祉施設、里親等への措置等最も効果的な処遇を行い、児童の福祉を図るとともにその権利を保護する機関。

□児童訪問援助員（ホームフレンド）

親との死別・離別等により心が不安定な状況にあるひとり親家庭の児童に対し、心の葛藤を緩和し、新しい人間関係を築くなどの援助のため、児童の家庭に派遣され、児童の相談に応じるとともに、生活面の指導を行う。

□児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

□社会的養護

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

□社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあることや環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを行うほか、医師などの保健医療サービスを提供する者などとの連携及び

調整等の援助を行う国家資格を有する者。

□就学援助制度

学校教育法上の実施義務に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の支給などの援助を行う制度。

□小規模保育

比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気の下で実施するきめ細かな保育。

□食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

□女性の健康サポートセンター

妊娠（不妊や望まない妊娠に係る一般相談も含む）、出産、子育て、思春期の体や心、更年期など女性の健康上の悩みや相談について総合的に対応する窓口。全道の道立保健所に設置。

□所得連動返還型奨学金

奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした奨学金。

□ジョブカフェ北海道

44歳以下の正規の職業に就くことを希望しているフリーターや若年無業者、新規学卒予定者等を対象に、就職相談、各種セミナー、パソコンや求人情報誌による求人情報の閲覧等の就職支援サービスを総合的に提供し、若年者の就職を促進するワンストップサービスセンター。

□ジョブサロン北海道

35歳以上の方が、就職相談やセミナー、業界・企業情報の提供などを通じて、転職や再就職に向けたキャリアプランの策定など、様々な就職支援サービスを無料で受けられる北海道が設置した就職支援施設。

□自立援助ホーム

義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらのものが共同生活を営む住居。相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行う（児童自立生活援助事業）。

□スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。

□スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

□生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立の支援を目的とした法律。道や市が設置する相談窓口において、生活困窮者からの相談に幅広く応じ、様々な事業の活用や関係機関との連携などにより、就労その他の自立に向けた支援を行う。

□青少年体験活動支援施設

青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動を支援することにより、青少年の健全な育成を図るとともに道民の生涯学習活動を支援するための施設。

□精神保健福祉士

精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う国家資格を有する者。

□相対的貧困率

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいう。

なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

また、「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

<タ行>

□待機児童

希望する保育所に入所申請したが定員等の関係で入所することができない児童。

□地域若者サポートステーション

若年無業者等を対象に、個人相談を行うほか、本人に合わせた必要な支援プログラムの実施などを通じて職業的自立支援を行うもの。

□特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける学校。

□特別支援教育

従来の「特殊教育」の対象の障がいだけでなく、LD（学習障がい）等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し

て、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

#### <ナ行>

##### □乳幼児健診

母子保健法に規定されており、市町村長に当該地域に居住する1歳6か月及び3歳児に対して、健康診査を実施すること、および、妊産婦、乳児、幼児に必要な応じて健診を実施することが義務づけられている。医師、保健師、栄養士などにより、子どもの発育・発達の確認や養育に関する助言などが行われている。

##### □ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

#### <ハ行>

##### □ピアサポート

ピア「Peer」・サポート「support」とは、仲間（ピア）同士で支え合うという意味であり、同年代の人達が対等な立場で同じ仲間として支え合うということ。

##### □ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者等からなる会員組織で、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後に子どもを預かること、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かることなどを行う。

##### □ファミリーホーム

養育者の住居において5～6人の複数の児童による関わりを活かしつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立支援を図る（小規模住居型児童養育事業）。

##### □保育サービス

保育所保育指針では、保育においては「養護」と「教育」が一体となって展開されることに留意することとされており、「保育サービス」は、「子どもの健全な育ちを支援する対人サービス（社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会資料より）」とすることができる。

##### □放課後子供教室

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援する事業。

##### □放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

仕事などで、昼間保護者のいない子どもたち（小学校に就学している概ね10歳未満の児童）を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活を送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業（いわゆる学童保育）。

□母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する事業。

□北海道福祉人材センター

福祉・介護分野で働きたい求職者と人材を求める事業所を結びつける無料職業紹介や、就労希望者に対する説明会・講習会の開催、事業所の管理者等に対する人材確保相談等を実施する非営利組織で、社会福祉法人北海道社会福祉協議会が知事の指定を受けて設置・運営している。

□母子生活支援施設

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設。

□母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき道内の福祉事務所に配置。母子家庭の母等の自立に必要な情報提供、相談、職業能力の向上や求職活動等の支援を行う者。

□母子・父子福祉センター

母子家庭等に対する低廉な金額による宿泊施設の提供や、生活や就労に関する相談事業等を行い、母子家庭等の福祉の増進を図るための総合的な活動拠点。

□母子・父子福祉団体

配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする法人で、役員のお半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるもの。

<マ行>

□マザーズ・キャリアカフェ

復職を希望する女性や子育て中の母親、母子家庭の女性などが、一人ひとりのニーズに応じた専門的なカウンセリングや様々な情報提供を無料で受けられる北海道が設置（ジョブカフェ北海道内）した就職支援施設。

<ラ行>

□臨床心理士

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する試験に合格し、認定を受けることで取得できる資格であり、臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。